第5期美術品補償制度部会(第3回)議事録

- <u>1. 日 時</u> 平成27年6月18日(木)14:00~16:00
- 2. 場 所 文部科学省旧文部省庁舎5階 文化庁特別会議室
- 3. 出席者 (委 員)

馬渕委員,大塚委員,箱守委員,大原委員,岡部委員,佐藤委員, 田中委員,富田委員,新畑委員,髙橋委員

(事務局)

有松文化庁次長,山下文化財部長,萬谷美術学芸課長, 山下美術館・歴史博物館室長,渡辺課長補佐,松本美術品補償調査官

4. 議 題

- (1) 美術品補償制度の在り方について
- (2) その他
- 馬渕部会長:定刻となりましたので、ただいまより文化審議会第5期美術品補補償制度部会(第3回)を開催いたします。本日は、皆様御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。なお、本日は専門調査会の新畑委員と髙橋委員にも御出席いただいております。それでは、まず本日の日程について事務局から御説明をお願いいたします。
- 渡辺課長補佐:それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。本日の議題といたしま しては、美術品補償制度の在り方について、審議のまとめ案の御議論を賜りた いと思っております。本日は、以上でございます。
- 馬渕部会長:それでは、議題1の美術品補償制度の在り方についてに進みます。展覧会に おける美術品損害の補償に関する法律の附則においては、法律の施行後3年を 目途として、法律の施行状況や社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品 を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償範囲 について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることが定 められております。

本部会では、前期に引き続き、自己負担額50億円の引下げを含めた美術品補償制度の在り方について検討し、今年の夏頃を目途に検討結果を取りまとめたいと考えております。

前回は、自己負担額50億円の引下げに係る論点について、法的な観点から 東京大学大学院法学政治学研究科の宇賀克也教授からヒアリングを行うととも に、審議のまとめ案について皆様に御議論いただきましたが、これを踏まえま して、事務局において審議のまとめ案を修正していただいておりますので、御 説明をお願いいたします。

萬谷美術学芸課長:それでは、御説明させていただきます。資料といたしましては、見え消し版のものと溶け込み版のものとございますけれども、資料2-1の見え消し版の方で御説明をさせていただきたいと思います。

審議のまとめ案につきましては、前回の5月20日に開催させていただきました美術品補償制度部会における御意見を踏まえながら、また、その後、事務局の方で全般的にいま一度確認をいたしまして、さらには財務当局にも下相談をいたしまして、それらを基にして修正を施したものでございます。前回の部会における御意見については、資料3として主なものを整理させていただき、議事録として資料4をお付けしておりますので、適宜見比べていただければと思います。

全般的には、特に財務当局との間で、50億円の引下げを議論するに当たっては、定量的なデータ、これは引下げによる効果とともにリスクの方も含めて、そういったデータを十分集めた上で検討する必要があるといったやりとりがありまして、したがって、可能な範囲でデータについても追加をして、記載しております。

個別の修正点について、順番に御説明をさせていただきます。資料2-1の 1ページの「はじめに」のところでございますが、ここでは審議のまとめとい うことで、よりふさわしい内容になるように、冒頭に法律の背景、目的に関す る記述を追加しております。

それから、2ページを御覧いただきまして、ここは文言でありますけれども、25年度までのデータを基にして3割程度と記載しておりましたけれども、その後、26年度のデータも追加して、若干表現を変更しております。

字句修正がしばらく続きますけれども、5ページの下から2つ目の丸ですが、 ここも法律の条文等に照らして、より正確な表現にするなどの修正を行っております。

さらに、6ページを御覧いただければと思います。上から2つ目の丸でございますけれども、ここは先ほどの定量的なデータのうち、効果に関するものについて追記したところでありまして、具体的には、50億円を引き下げた場合に、これまでの実績としては38回の展覧会のうち10都府県22館ということでございますが、仮に50億円を10億円に引き下げた場合には、新たに24都道府県に所在する36館が申請する可能性があると想定されるといったような書きぶりを追加しております。

7ページでございますが、一番上のところでは、50億円という補償範囲の 引下げを目指すことが必要であるという記述をしている箇所でありますが、今 回、この資料が部会における審議のまとめであるということを踏まえまして、 そのことをより明確化する修正を行っております。

また、7ページの一番下の丸でございますけれども、ここでは、引き下げを

することによってリスクがどうなるのかということが1つの検討点であるわけですけれども、現状について、近年の国内、国外の実績を調べまして、それを基にして記載を追加しております。

例えば、「また」以下の最初の段落では国内の事例を書きまして、国内の保険会社等に聞いたところでは、「近年に限って見れば、損害の発生頻度は $1\sim2\%$ 程度とされている」ということを追加するとともに、その下の段落では諸外国における事例ということで、具体的には EU の近年における事例を基にしたわけでありますけれども、それを基にすれば、展覧会のうち補償が行われた件数は全体の件数の0.1%程度であって、支払われた金額も、次のページになりますけれども、1件当たりに換算すると160万円程度であるということを補足しております。

「ただし」と下に追記してありますけれども、「これらは限られた事例を基 にしたものであり、ひとたび大きな事故が発生すれば、損害金額は巨額にのぼ る可能性もある」という文言も追加しております。

その下の丸ですけれども、「こうした現状も踏まえつつ、50億円を引き下げた場合、補償金の支払にどのような影響が生じるかについても、更に検討することが必要」だということを課題として記載しております。

その下の丸ですけれども、ここは、その後で、50億円が引き下げられた場合でも引き続き審査を厳格に行うことが必要だということを記載していたわけですが、現在どのような審査を行っているのかを記載した方がより現状が伝わりやすいということで、現状の審査の内容を具体的に記載しております。前段では、審査の要件、基準についてどういうものがあるかを記載いたしまして、後段で「具体的には」ということで、どういう観点から審査をしているのかということを記載し、その結果、「一部の美術品を補償対象外とした事例もある」ということも含めて追加しております。

それから、9ページでございますけれども、上から2つ目の丸で、申請手続の簡素化に関する部分でございます。ここでは、施設、設備に関する書類のうち、既に実績のあるところについては、2回目以降、提出を免除してはどうかということを書いているわけですけれども、それがどういう考え方によって、具体的にどういう書類を免除対象とするのかということを書き下しております。施設、設備に関する書類でも、しばらく変わりそうにないものと、あるいは毎回変わり得るものとが混じっておりますので、具体的に、施設の建物の構造に関する情報ですとか空調等の設備に関する情報ですとか、それほど変わりそうにないものを例示として加えたということでございます。

10ページでございますが、「その他」の部分であります。10ページの一番下の丸から11ページに掛けてですけれども、前回の部会におきまして、複数の委員の方から保存、修復を担う方の配置が必要だという御意見がございましたことを受けて、「その他」の箇所におきまして、「美術館・博物館において美術品の保存・修復を担う専門職員の配置を促進することが望まれる」という記載を設けております。

それから、最後の丸で「加えて」というところですけれども、ここでも、今回の補償制度がインセンティブとなって、施設、設備の改善や、人材の育成につながるということが期待されるという御意見が前回ございました。そのことを受けまして、最後の丸として趣旨を追加したということでございます。 修正点につきましては、以上でございます。

馬渕部会長:ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明、審議のまとめ案の 修正案について、ここで御意見があれば是非お願いいたします。御自由にどう ぞ御発言ください。

岡部委員: EUにおいて、美術品補償制度を適用したのが約7件で、合計が約1,12 0万円というデータを頂いているんですけれども、これはどこの国に偏っているとか、1件1件知りたいと思ったんですけど。

渡辺課長補佐:国の内訳としては、このEUの委員会による調査報告書の中で、事故実績の調査に対して回答があった国ということなんですけれども、制度を導入しているEUの国のうちで、今17か国というふうにここに記載しておりますけれども、内訳を申し上げますと、ルーマニア、アイルランド、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、スペイン、イギリス、スウェーデン、フィンランド、フランス、デンマーク、リトアニア、チェコ共和国、ポーランド、マルタ共和国、ノルウェー、ハンガリーでございます。

ただ、1国1国について何件というようなデータはございません。

岡部委員: ないんですね。

渡辺課長補佐:はい、合計の記載となっています。

岡部委員: イギリスが多いのかと思ったのですが。

渡辺課長補佐:そうですね。内訳まではこの調査では分からないということです。

岡部委員: 分かりました。

馬渕部会長:ほかに、御質問、御意見等はございませんか。

箱守委員: 実は、今回配付された資料ではありませんが少し質問をしたいんですが、いいですか。

前回5月20日に開催した美術品補償制度部会において配付された参考資料2という,損害保険会社から,幾らにしたら幾ら減るとかいうシミュレーションがございましたよね。

渡辺課長補佐:はい。

箱守委員: この資料の中で、今よく見てみると、何か変だなと思うところが1点ありましてですね。

馬渕部会長:お手元にもしあるようでしたら、探してくださいますか。

渡辺課長補佐:はい。委員の皆様のお手元になくて恐縮ですが。

箱守委員: 一番下のケースで1億円超から1,000億円という補償範囲のケースでは、 展覧会の総評価額が1,000億円の場合に、保険料軽減額が7,628万円 から1億344万円と書いてありますが、これを逆に計算すると、軽減ではな くて、保険料が実際に幾らになるのかというのを反対に試算してみると、1億 円までの国家補償のカバーを得るために1億1,206万円払うという、理屈 としてはおかしい、要するに補償なんか付けない方がいいという理屈の試算で すが、それは認識をされていますか。

渡辺課長補佐:この保険料軽減額というのは、1,000億円の展覧会で国家補償を付けなかったら、最大で保険料が2億円ぐらいとなり、制度を適用すると保険料が1億円ぐらいになるということで、軽減額がこれぐらい、軽減率でも5割ぐらいという計算で書いております。ですから、少し分かりづらいのですが、制度適用前の保険料が幾らか、あと制度適用後の保険料が幾らかというのをここには載せていないのですが、計算としてはそういうことになります。

ただ,これは飽くまで試算ですので,実際の実績とは異なる部分というのは, 当然あるかと思います。

箱守委員: ただ,何かこれは1億円を得るために1億1,000万円も払うという,だったら保険なんか手配せずに,1億円,要はそのお金をためておいた方がいいという理屈かなと思って見ていたんですが,そういうことではないんですか。

冨田委員: それは、その表を配られたときに、僕も似たようなことをたしかお聞きした 記憶があるんですけど、結局何かはっきりしないままだったような記憶がある んですが。

箱守委員: 何かこれは、日本の損害保険会社だけではなく、海外の保険ブローカーにも 聞いた方がいいのではないでしょうか。今までに申請が出てきている美術館が 使った海外の保険ブローカーとの関係で、そこに聞いてみてもいいのではない かという気はするんですけどね。

というのは、これだと軽減額が余りないよという見せ方になっているような

気がして、この資料自体が何か余り意味がないかなというふうに思うのです。

渡辺課長補佐:この資料は飽くまで試算であり、参考のものですとしか申し上げられない んですけれども。

箱守委員: なぜかというと、今後、この美術品補償制度部会で審議をまとめた後、実際に財務省と交渉する中で、このデータで交渉しようとすると、何かおかしな理屈になって、財務省に50億円を引き下げても余り意味はないですねという話になってしまうのではないかと懸念しています。ですから、もう一度検証した方がいいのではないかと思うのですね。

渡辺課長補佐:そのあたりは、今後の文化庁と財務省との関係の中で、必要なデータは随時、集めていきたいと思います。ただ、この資料自体は本当に試算であり、御参考としてお示ししたもので、一定の条件の下で複数の損害保険会社から聞き取りをして、その平均値ということで試算したものです。個別のデータを見れば、軽減額にはばらつきがありますが、その平均を取った結果として、このような数字が出てきていますけれども、データの取り方などは、また今後、文化庁の中で検討していきたいと思います。

馬渕部会長:ほかの箇所に関しては、その数値としては、しっかりと軽減される数値には なっているわけですよね。

箱守委員: 全部検証していませんが、やはりこれは軽減率が少ないのではないかと思います。

冨田委員: 一番安いところでも、数字を見ていて、何か違和感があったんです。

箱守委員: このデータは適当に作ったというように強く感じますので,もう少ししっかりとした理屈が成り立つようなデータにしていただかないと,財務省に対する50億円の引下げの交渉に支障を来すのではないかと懸念しております。ですから,このデータはもう少し考えた方がいいというのが率直な感想です。

萬谷美術学芸課長:今後,いろいろな定量的資料というのを集める必要が出てくるんですけれども、今、御指摘いただいたのは展覧会の評価額が1、000億円の部分ですが、むしろ効果として我々が言いたいと思っているのは、中小規模の展覧会が、引き下げることによってどれだけ広がりが出てきて、地域的に見てもこれから広がりが出てくる。それによって、入館者の数とか、そういうことも含めてどうなってくるかというところが、むしろ効果としては上がってくる部分かなというふうに思っております。

あと,一方ではリスクのデータも必要になってきますが,そこのところは本

質的になかなか、リスクを定量化するというのは難しい面もありますので、少 しお時間を頂きながら、そういう資料を集める努力をして、その上で検討させ ていただきたいと思っているところでございます。

箱守委員: ありがとうございます。

馬渕部会長:それでは、データ資料をお作りになるときに、今の御意見に配慮しながらお願いいたします。ほかに、御意見、御質問はございますでしょうか。

国田委員: この審議のまとめというのが、すなわち、この美術品補償制度部会の提言という形になると考えていいわけですよね。この中には、例えば50億円を引き下げるなら引き下げるで、どの程度引き下げるとか、そういう文言というのを記載する必要はないですか。

馬渕部会長:この部会で,50億円の引下げの数値として出すかどうかということですね。

渡辺課長補佐:どこまで引き下げるかについては、美術品補償制度部会でも余り議論がなされていないところであり、引き下げるというのは、委員の皆様の総意であるかと思いますが、具体的にどこまで引き下げるのが望ましいかについては、文化庁と財務省との関係ですとか、損害保険業界との関係ですとか様々な関係がございますので、引下げという方針を文化庁として受け止めさせていただいて、個別の額の調整も含めて、また、その前に、データを集めること等がまた必要になってまいりますので、今後検討させていただければと思っております。

冨田委員: ここで数値を出す必要はないということなんですね。

渡辺課長補佐:はい。

馬渕部会長:部会としては, 50億円の引下げを強く求めたわけですけど, それがどういう形になるかは, 少し先になるということですね。

岡部委員: 6ページの上から二つ目の丸にある新たに加えられた箇所ですけれども、ここでは10億円に引き下げた場合として「10億円」という言葉が出てきているんですね。しかしながら、この部会の議論では、10億円というのは余り意見が出てこなかったと思います。部会の中では一応引き下げるのであれば1億円ということを考えて話していたので、ここで余り10億円の話はしていなかったのではないかという気がいたします。

渡辺課長補佐:この10億円というのは、飽くまで一例として記載しただけであり、決して10億円に縛られるというものではございません。20億円とか30億円と

かですと余り効果の説明がしづらいというところもありますが、ある程度の効果を説明できるところということで、一例として10億円とさせていただいて、そうした場合に、36館新しく申請する可能性が想定されるということでございます。

馬渕部会長:以前,引き下げると参加する館がどのくらいになるかという調査をされたときに、例えば10億円まで下げると、36館が申請を希望するという数値を挙げるためにこれをお出しになっているわけですね。

渡辺課長補佐:そういうことでございます。

馬渕部会長:説明のために、やはり具体的な数字として、効果が上がるという例だと思うのですが、1億円まで引き下げたらどのくらいかという数値は出てきていたんでしょうか。

渡辺課長補佐:それも出すことができます。

岡部委員: だから、引き続いて、1億円にした場合を入れた方がいいのではないでしょうか。10億円だけしか出ていないと、部会において10億円の話しかしていなかったという印象を与えてしまうと思います。

国田委員: それに若干関連しますが、引下げの金額を幾らにするかということは、この 部会で出す問題ではないというお話でしたが、ただ、この部会の中で出てきた 議論として、どういうふうに引き下げるかということは幾つか意見が出てきた と思います。つまり、それこそ1億円にするのか10億円にするのかという議 論もありましたし、何段階かに分けた方がいいのではないかとか、あるいはパ ーセンテージでやった方がいいのではないかとか。そういういろいろな引下げ の方法が考えられるというようなことは、どこかに入っていてもいいのではな いかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

馬渕部会長:そうですね。確かに、今おっしゃったとおり、10億円という数字が固定されているわけでもないし、実際にどの辺で線を引くとどういう効果があるかというシミュレーションに対して皆様が納得したわけでもないですよね。ですから、幾つかのやり方、幾つかの数字というのが何通りか出てきていましたので、それは複数の例を出した方がよろしいかもしれませんね。

それでは、例えば、10億円の場合はこういう数字になり、更に1億円の場合にはこういう数字になるというような例を記載してはいかがでしょうか。

萬谷美術学芸課長:検討させていただきます。

馬渕部会長:よろしいですか。ほかに御意見はありますでしょうか。

箱守委員: 今の意見に賛成です。なぜかといいますと、アメリカの補償制度は、補償の下限が展覧会全体の評価額に応じて設定される仕組みになっていますので、日本においても、例えば、展覧会の規模によって下限のタイプが幾つかあってもいいのではないかと思います。1億円のケースと10億円のケースというような、そういう選択肢もあるのかもしれないと思います。

岡部委員: 私も2つぐらい,例えば,50億円と1億円ぐらいでもいいという気もするので,全部を1億円にするのは逆によくないかもしれないと思います。

大原委員: 確かに絵画作品の場合は、非常に評価額が高いですよね。典型的なところでは、ゴッホとかフェルメールなどは1点だけでも100億円の評価額がついてしまう。ところが、工芸品やガラス工芸になりますと、幾らすばらしい作品でも非常に評価額が低く、非常にリスクの高い美術品ですので、そういうものは幾ら評価額を総計しても、せいぜい、10億円も行かない展覧会が非常に多いと思うんですよね。ですから、そういう工芸の部分というものも、少し加味して考えていただいた方がいいのではないかと思います。

ただ、私は、その保険の掛率とかはよく分かりません。恐らくガラス工芸の 場合は、非常に保険料が高いんじゃないでしょうか。

冨田委員: 現実には高いですよね。

馬渕部会長:そのほかに御意見はございますか。それでは、これに関してはもう何回も議論しておりますので、この審議のまとめ案に関しては、今、幾つか御意見が出てきまして、それを反映させてさらなる修正をしていただければと思います。よろしいですか。それでは、一昨年からずっとこの美術品補償制度の在り方を検討してまいりましたけれども、本部会として一定の結論を得たというふうに思いますので、本日頂いた御意見を踏まえた修正については、事務局の方でまとめていただいて、部会長である私に一任していただくということで審議のまとめとして取りまとめたいと思いますけれども、それで御異議なければ、そうしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

馬渕部会長:ありがとうございます。それでは、以上のように、本日の審議のまとめ案を 修正の上、審議のまとめとして書かせていただきたいと思います。

それでは、議題1はこれで終了といたしますけれども、そのほかに、委員の皆様から何か、この制度、この会議に参加された上で、何か御意見、御発言等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、会議を終了する前に、有松文化庁次長から一言 お話をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いします。

有松文化庁次長:委員の皆様におかれましては、本当に御多忙の中、美術品補償制度部会 に御出席を頂きまして、非常に熱心に、精力的に御審議いただきましたこと、 誠にありがとうございました。

> 先ほど馬渕部会長からも少しお話がありましたけれども、平成25年7月に 美術品補償制度の在り方に関する検討というのを開始していただきまして、今 日に至るまで、長きにわたり様々な観点から御検討を頂きました。そして本日、 方向性をお示しいただいたということに感謝を申し上げたいと思います。

> 今おまとめいただきました審議のまとめにつきましては、先ほどのとおり、 委員の皆様より部会長への御一任ということになりました。先ほどの御意見も 踏まえて馬渕部会長と御相談をし、事務局として取りまとめをさせていただけ ればと思います。

> 文化庁といたしましては、おまとめいただいた審議のまとめを踏まえまして、 通常損害の自己負担額50億円の引下げにつきまして、それだけではなく、様々な御意見、御提言を実現すべく、いろいろな課題に対応すべく、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

> 改めまして,委員の皆様方の御尽力にお礼を申し上げるとともに,この美術 品補償制度のさらなる発展に向けまして,引き続き,何とぞお力添えを賜りま すようよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが,以上とさせていただきます。

馬渕部会長: 有松次長, どうもありがとうございました。それでは, 本日の会議は閉会と させていただきます。今後の予定について, 事務局の方からお願いいたします。

渡辺課長補佐:それでは、資料5を御覧いただきたいと思います。今後の美術品補償制度 部会の日程ですけれども、次回は7月10日の金曜日、15時から17時を予 定しております。当初、もう少し長い時間で皆様に御連絡を差し上げておりま したけれども、次回は審査を予定しておりまして、当初予定しておりました案 件が少なくなりましたので、時間を短縮させていただいて、15時から17時 までとさせていただきたいと思っております。

> また、専門調査会の委員の皆様におかれましては、来週、6月25日に専門 調査会がございますので、御出席を賜りますようよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。

馬渕部会長:それでは、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

一了一